山口県における高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく通報等の状況(平成22年度)

1 家庭内における高齢者虐待

- 通報(届出)件数と通報経路
 - ○平成22年度中に、市町窓口に相談・通報(届出)された件数は331件です。 (対前年度比82件増)
 - ○介護支援専門員等の介護・行政等関係者からの通報が最も多くなっています。

(単位:件、%)

		通報(届出)		通報経路 ※重複計上								
□	区 分		介護・ 行政等 関係者	高齢者 本人	家族• 親族	民生 委員	住民· 知人	虐待者 本人	警察	その他		
22 年度		331	152	35	42	33	22	10	42	28		
構成	沈比	100.0	45.9	10.6	12.7	10.0	6.6	3.0	12.7	8.5		
	21 年度	249	136	26	31	21	12	7	11	24		
参	20 年度	221	100	32	26	30	10	3	16	29		
考	19 年度	220	127	24	26	34	12	0	6	13		
	18 年度	212	105	33	26	22	8	6	5	7		

注) 構成比は通報件数に対するもの

■ 虐待と判断された件数と被虐待者の性別、虐待の種別・類型

- ○平成22年度中に、市町において、虐待と判断された件数は168件です。 (対前年度比12件増)
- ○被虐待者は、女性が約8割を占め、身体的虐待が最も多くなっています。

(単位:人、件、%)

		虐待	被虐待者	被虐待者の性別 虐待の種別・類型 ※重複計上				直複計上	
区分		判断 件数	男性	女性	身体的 虐待	介護等の放棄 ・放任	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
22 年度		168	28	140	109	53	72	1	36
構反	 比	100.0	16.7	83.3	64.9	31.5	42.9	0.6	21.4
	21 年度	156	26	131	99	36	59	0	52
参	20 年度	153	35	118	84	46	63	3	50
考	19 年度	140	23	117	81	42	53	10	28
	18 年度	138	42	96	72	47	58	1	41

注)構成比は虐待判断件数に対するもの 被虐待者が2人以上のケースがあるため、虐待判断件数と一致しない場合がある

■ 虐待者の続柄の状況

○息子からの虐待が約4割を占め、次いで夫からの虐待が多くなっています。

(単位:人、%)

							X 1 1	<u> / (</u>
区 分		夫	妻	子 (男)	子 (女)	子の配偶者	その他	合計
22 年度		38	7	74	24	15	21	179
構反		21.2	3.9	41.3	13.4	8.4	11.7	100.0
	21 年度	33	3	69	23	24	16	168
参	20 年度	31	10	64	20	21	16	162
考	19 年度	36	4	44	30	8	26	148
	18 年度	28	9	61	24	18	8	148

注) 2人以上による虐待の場合はそれぞれの続柄に計上

■ 市町における対応の状況

○市町では、措置等の権限も活用しながら、介護保険サービスの利用、訪問等による 見守りや助言などの支援を中心に対応しています。

(単位:件、%)

	区 分	養護者と分離した事例								
		実件数	介護保険サービス利用	施設等への措置	緊急一時保護	医療機関へ 一時入院	その他			
22 4	年度	66	25	7	6	19	9			
構瓦	戈比	37.1								
	21 年度	77	25	8	10	19	15			
参	20 年度	61	21	6	5	17	12			
考	19 年度	56	23	10	2	10	11			
	18 年度	47	22	5	1	10	9			

		養護者と分離していない事例 ※内訳は複数計上							
区 分			養護者へ の助言・ 指導	養護者が	新たに介		介護保険		調査中
				介護負担	護保険サ	ケアプラ	以外のサ	見守り・	•
		実件数		軽減事業	ービス利	ン見直し	ービス利	その他	その他
				に参加	用		用		
22 4	年度	101	49	4	26	36	20	25	11
構反	戈比	56.7							6.2
	21 年度	79	41	4	16	26	11	40	10
参	20 年度	96	46	9	19	22	9	49	6
考	19 年度	90	39	1	15	19	5	51	5
	18 年度	84	39	13	9	27	11	37	7

注)対応については過年度からの継続案件等を含むため、合計件数は虐待判断件数と一致しない

2 施設等における高齢者虐待(養介護施設従事者等によるもの)

虐待が認められた案件はありません。

3 県の取組

- ○高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らすことができるよう、引き続き、高齢者虐待防 止や成年後見制度等の普及啓発に取り組んでいきます。
- ○市町における高齢者虐待への的確な対応を支援するため、地域包括支援センター等 に対する広域的、専門的な業務相談体制の確保や研修等を実施し、地域における権 利擁護の体制づくりを推進します。
- ○施設における身体拘束廃止の取組を促進するための実践的な相談・研修等を実施します。